国際的な動向を踏まえたETF市場の活性化及び信頼性向上に向けた 上場制度の整備に伴う「業務規程」等の一部改正について

平成24年3月7日 株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

今回の改正は、国際的なETF(上場投資信託)の多様化を踏まえ、投資者保護の方策を講じた上で、レバレッジ型・インバース型指標への連動を目的とするETFの上場を可能とする制度整備を行う一方、一定の信用リスクを有するETFについて、上場後においても継続的に信用状況等に関する管理体制の確保が求められることを明確化し、継続的な開示の枠組みや上場廃止基準を整備するほか、株式会社証券保管振替機構における株式等振替制度において受益権の併合又は分割の取扱いが可能となることへの対応を行うなど、「業務規程」等の一部改正を行うものです。

Ⅱ. 改正概要

1. レバレッジ型・インバース型指標に連動するETFの上場制度の 整備

ある指標(以下「原指標」といいます。)の騰落に一定の掛け目を乗じることなどにより、当該原指標の騰落を増幅又は反転(増幅して反転させることを含みます。以下同じ。)させた指標であるレバレッジ型・インバース型指標(以下「新指標」といいます。)に連動することを目的とするETFの上場にあたっては、以下の基準を適用することとします。

- (1) 新指標の適格指標の要件等
 - ・新指標の適格指標の要件は、既存の指標の要件にかかわらず、 以下のとおりとします。
 - ① 新指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないこと。
 - ② 新指標及びその算出方法が公表されているものであること。
 - ③ 投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を新指標の変動率に一致させるための運用として必要なデリバティブ取引又は商品デリバティブ取引を行う際には、その取引が円滑に行われると見込まれること。
 - ④ 原指標が、次の要件に適合すること。
 - a. 現行のETFに関する有価証券上場規程の特例第7条第 1項第2号fの(a)から(e)までに適合すること。
 - b. 既に別の指標の騰落を増幅させた又は反転させた指標ではないこと。
 - c. 原指標に係るデリバティブ取引等が上場市場(類似市場

(備 考)

・ETFに関する有価証 券上場規程の特例第7 条第1項第2号fの (b)等

を含みます。) において取引されているなど、公正な価格 形成メカニズムを有するものであること。

- (2) ディスクロージャーの充実及び注意喚起の強化
 - ・新指標に連動することを目的とするETFについては、日々開一・ETFに関する有価証 示において新指標の特徴等に関する事項の記載を求めるなど、 ディスクロージャーの充実を図ることとします。

券上場規程の特例第9 条第2項第1号d等

2. 信用リスクを有するETFの信頼性向上に向けた対応

指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券(いわ ゆるリンク債)や、指標に連動する投資成果を保証する契約(いわ ゆるOTCスワップ契約)に係る権利を投資信託財産等に組み入れ ることによって指標に連動することを目的とするETFについて、 一定の信用リスクを有するETF(以下「指標連動有価証券等組入 型ETF といいます。)として、以下のとおり、上場制度上の対 応を行います。

- (1) カウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等の確保
 - ・指標連動有価証券等組入型ETFに係る管理会社は、カウン・ETFに関する有価証 ター・パーティーの信用状況に関する管理体制その他の体制の 適切な整備に努める旨の行動規範を新設することとします。
- (2) カウンター・パーティーの信用状況等に関する管理体制等に係 る報告及び公衆縦覧
 - ・指標連動有価証券等組入型ETFに係る管理会社は、カウン ター・パーティーの信用状況に関する管理体制等に係る報告書 を提出することとします。
 - ・当該報告書は、当取引所ホームページにおいて公衆の縦覧に供 することとします。
- (3) カウンター・パーティーの財務状況等に関する開示項目の明確 化
 - ・指標連動有価証券等組入型ETFにあっては、カウンター・ パーティーの財務状況等に関する以下の項目について適時開示 を求めることとします。
 - ① 発行者格付又は投資信託財産等の組入対象の債券格付の変 更
 - ② 債務超過、継続企業の前提に関する事項の注記
 - ③ 監査報告書等における不適正意見又は意見不表明
 - ④ 事業活動(銀行取引)の停止、解散、破産等
 - ⑤ 期限の利益の喪失
 - ⑥ その他カウンター・パーティーの財務状況等に関する重要 な事実
- (4) 上場廃止基準の整備
 - ・指標連動有価証券等組入型ETFにあっては、以下のいずれか に該当する場合、その上場を廃止することとします。

[継続的な運用が行われなくなったと認められる場合の上場廃 止]

- 券上場規程の特例第12 条の3第2項
- ・ETFに関する有価証 券上場規程の特例第6 条第6項、第9条第3 項等
- ETFに関する有価証 券上場規程の特例第9 条第2項第2号f等

・カウンター・パーティーの財務状況等が悪化した一定の場 |・ETFに関する有価証 合であって、当取引所が該当したと認める日から1年を経 過する日までの期間に、その投資信託財産等の組入対象と なる有価証券又は契約に係る権利が、当該カウンター・ パーティーが発行する有価証券又は当該カウンター・パー ティーを契約の相手方とする契約に係る権利以外の資産に 変更されないとき

券上場規程の特例第14 条第1項第3号bの2 の(a)等

[信用状況に関する管理体制が整備されなくなった場合の上場 廃止]

> 券上場規程の特例第14 条第1項第3号bの2 の(b)等

・運用の継続性の確保及び投資信託財産等の毀損の可能性の ・ETFに関する有価証 軽減のためのカウンター・パーティーの信用状況に関する 管理体制が管理会社において整備されなくなった場合

3. 受益権等の併合又は分割

受益権等の併合又は分割について、以下の対応を行うこととしま

- ① 流通市場に混乱をもたらすおそれ又は受益者等の利益の侵害を |・ETFに関する有価証 もたらすおそれのある受益権等の併合又は分割を行わない旨の遵 守事項を新設することとします。
- ② 受益権等の併合又は分割を行うことを決定した場合、当該事実 ・ETFに関する有価証 及びその他の必要な事項について適時開示を求めることとしま す。
- 4. その他

その他所要の改正を行います。

- 券上場規程の特例第12 条の3第1項
- 券上場規程の特例第9 条第2項第2号aの (a) の2等
- ・業務規程第15条第2号

Ⅲ. 施行日

平成24年3月12日から施行します。

以 上